

37

海外在住期間があるのですが、年金の受給資格期間に反映されますか？

年金額の計算には算入されませんが、資格期間を見る場合に算入されるカラ期間（合算対象期間）として扱われることになります。

年金を受給するために必要な資格期間は、原則として25年です。この受給資格期間に算入されるものには、保険料を納付した期間と保険料を免除された期間があります。このほかに、受給資格期間を見る場合、国民年金に任意加入できるのに任意加入しなかった昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の次のような期間は、年金額の計算には算入されませんが、資格期間を見る場合に算入されるカラ期間（合算対象期間）として扱われることになります。

- ① 昭和61年3月までの厚生年金等の加入者（サラリーマン）の被扶養配偶者であった期間
- ② 平成3年3月までの学生であった期間
- ③ 昭和36年4月以後の期間で、20歳以上60歳未満の海外在住期間

したがって、海外在住期間については、年金額の計算には反映されませんが、年金を受給するための資格期間を見る場合には反映されます。